

# 岐阜県公報

号外 (六) 平成二十八年 四月 一日

## 目次

### 規則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(同)

### 告示

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示の一部改正

(出納管理課)

### 公示

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

(出納管理課)

## 規則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十七号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。  
第一百七条第一項中「二・九パーセント」を「二・八パーセント」に改める。

別表二中「地域医療推進課」を「医療福祉連携推進課」に、「国産特産品推進課」を「国産産品」に改める。

「(2) 岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店、  
にみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行  
は支店(楽天銀行は、マルチペイメントネットワー  
クを  
る。)

北陸銀行中村支店並びに  
及び楽天銀行の本店又  
クを利用するものに限  
(3) ジャパンネット銀行及び楽天銀行(マルチペイメン  
トネットワー  
クを利用するものに限る。)

銀行中村支店並び  
本店又は支店  
トネットワー  
クを利用するものに限る。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三号様式及び第四号様式の改正規定は、平成二十八年四月十二日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十八号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表中央家畜保健衛生所の部の次に次のように加える。

|          |                     |  |
|----------|---------------------|--|
| リニア推進事務所 | リニア推進事務所<br>所多治見市駐在 | リニア推進事務所所多治見市駐在において取り扱う識別カードの出納、保管及び記録管理に関する事。 |
|----------|---------------------|--|

第九条第一項の表警察本部総務室会計課の部高速道路交通警察隊の項の次に次のように加える。

|       |   |
|-------|---|
| 警備総務課 | 警備総務課において取り扱う特定消耗品（識別カードを除く。）の出納、保管及び記録管理に関する事。 |
|-------|---|

|       |  |       |
|-------|--|-------|
| 別表第一中 | 組織規則第二章第一節の規定により置かれる課（総務事務センター、地域スポーツ課、防災課、県民生活相談センター、医療整備課、子育て支援課、子ども家庭課、全国育樹祭推進事務局、都市公園課、水資源課及び水道企業課を除く。）、議会事務局総 | 管理調整監 |
|-------|--|-------|

を

務課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第二条に規定する課

|       |  |       |
|-------|--|-------|
| 情報企画課 | 組織規則第二章第一節の規定により置かれる課（広報課、情報企画課、総務事務センター、地域スポーツ課、全国レクリエーション大会推進事務局、防災課、県民生活相談センター、医療整備課、障害福祉課、子育て支援課、子ども家庭課、企業誘致課、水資源課、水道企業課及び都市公園課を除く。）、議会事務局総務課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第二条に規定する課 | 管理調整監 |
| 広報課   | 広報課  | 広聴監   |
| 情報企画課 | 情報システム管理監  |       |

域スポーツ課の項の次に次のように加える。

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| 全国レクリエーション大会推進事務局 | 全国レクリエーション大会推進事務局次長 |
|-------------------|---------------------|

別表第一医療整備課の項の次に次のように加える。

|       |             |
|-------|-------------|
| 障害福祉課 | 障害福祉基盤整備企画監 |
|-------|-------------|

別表第一子ども家庭課の項の次に次のように加える。

|       |           |
|-------|-----------|
| 企業誘致課 | 企業人材確保対策監 |
|-------|-----------|

別表第一全国育樹祭推進事務局の項及び都市公園課の項を削り、同表水道企業課の項

に改め、同表地

の次に次のように加える。

都市公園課

公園活用推進監

別表第二美術館の項中「管理調整係に属する上席の職員」を「総務課長」に改め、同表保健所（中濃保健所及び恵那保健所を除く。）の項及び中濃保健所及び恵那保健所の項中「中濃保健所及び」を削り、同表計量検定所の項中「検査係に属する上席の職員」を「主幹」に改め、同表リニア推進事務所の項を削り、同表建築事務所の項の次に次のように加える。

リニア推進事務所

リニア推進課長

別表第三五の項及び六の項中「関する事務を除く。」の次に「第五号」を加える。  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百五十三号

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示（平成二十七年岐阜県告示第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表羽島支店の項中「羽島高等学校」の下に「及び羽島特別支援学校」を加え、同表美濃加茂支店の項中「中濃保健所」を「可茂保健所」に改める。

公 示

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、平成二十八年度の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第六百六十七条の五第二項（同令第六百六十七条の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定により公示します。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

- 1 電子計算機器類
- 2 医療用機器類
- 3 通信機器類
- 4 試験・分析機器類
- 5 一般・産業用機器類
- 6 自動車類
- 7 被服類
- 8 燃料
- 9 電力
- 10 医薬品・医療用品類
- 11 事務用品類
- 12 航空機部品
- 13 凍結防止剤
- 14 建設工事
- 15 自動車の保守及び修理サービス
- 16 その他の陸上運送サービス
- 17 電気通信サービス

- 18 電子計算機サービス及び関連のサービス
  - 19 建築のためのサービス、エンジニアリングサービスその他の技術的サービス
  - 20 広告サービス
  - 21 出版及び印刷のサービス
  - 22 金属製品、機械及び機器の修理サービス
  - 23 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス
  - 24 その他
- 二 資格
- 地方自治法施行令第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されていることとします。
- 三 名簿への記載
- 名簿への記載を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第二百二十六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を知事に提出して、次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。
- 1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
  - 2 県内に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
  - 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の更正手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があつた者にあつては、同法第九十九条第一項又は第二百条第一項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
  - 4 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の再生手続開始の申立てがあつた者にあつては、同法第七十四条第一項又は第七十四条の二第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
  - 5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
  - 6 建設工事の請負にあつては、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けるとともに、同法第二十七条の二十三第一項の審査を受け

- 7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていること。
- 8 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていること又は建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認められること。
- 9 前三号に掲げるもののほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ営むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。
- 10 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。
- 11 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。
- 12 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。
- 13 森林整備業務の請負にあつては、次の(1)から(4)までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常勤の技術職員を五名以上雇用していること。
  - (1) 林業技士
    - 林業技士養成事業実施要領（昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達）又は林業技士養成事業実施要綱により一般社団法人日本森林技術協会が認定した者
  - (2) 青年林業士（育成部門又は素材生産部門に限る。）
    - 林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和五十八年四月四日付け農林水産事務次官通達）により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者
  - (3) 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士
    - 林業労働力対策実施要領（昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成強化対策実施要領（平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達）、林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成十年四月八日付け林野庁長官

通達)又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領(平成十七年三月三十日付  
け林野庁長官通達)により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定  
した者

(4) フォレストワーカー、フォレストリーダー又はフォレストマネージャー

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令  
(平成八年農林水産省令第二十五号)に基づき農林水産省が備える研修修了者名  
簿に登録された者

四 有効期間等

1 有効期間

資格の有効期間は、名簿に登録されている期間です。

名簿への登録は三の規定による審査の結果三の各号に掲げる全ての要件を満たし  
ていると認められたときになされ、名簿からの抹消は当該各号に掲げるいずれかの  
要件を欠いたときになされます。

なお、森林整備業務の請負に係る名簿及び製造の請負、物件の買入れその他の契  
約に係る名簿については平成二十九年三月三十一日をもって、測量、建築設計、地  
質調査、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務の請負に係る名簿につい  
ては平成三十年三月三十一日をもって、それぞれ失効します。

2 更新

有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前又は満了と同時に、  
改めて名簿に登録されなければなりません。

五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分

二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等  
級区分(建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき、別に定める基準  
に従って定められるものをいう。)は、次のとおりです。

1 土木一式工事

| 予 定 価 格        | 等 級 区 分 |
|----------------|---------|
| 四千万円以上         | A       |
| 一千五百万円以上四千万円未満 | B       |
| 一千五百万円未満       | C       |

2 建築一式工事

| 予 定 価 格        | 等 級 区 分 |
|----------------|---------|
| 五千万円以上         | A       |
| 二千五百万円以上五千万円未満 | B       |
| 二千五百万円未満       | C       |

3 電気工事及び管工事

| 予 定 価 格      | 等 級 区 分 |
|--------------|---------|
| 二千万円以上       | A       |
| 六百万円以上二千万円未満 | B       |
| 六百万円未満       | C       |

六 資格に関する文書の入手方法

資格に関する事務の担当課及び資格に関する文書を入手するためのホームページア  
ドレスは、次のとおりです。

1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント及び建築  
設計の請負  
〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県土木整備部技術検査課建設業係  
電話番号 〇五八 二七二 八五〇四

ホームページアドレス <http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/1656/simeinegai.html>

2 森林整備業務の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県林政部治山課治山係  
電話番号 〇五八 二七二 八五二六

3

ホームページアドレス <http://www.kyoushin.crcr.or.jp/>  
製造の請負、物件の買入れその他の契約  
〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県出納事務局出納管理課用度係  
電話番号 〇五八 二七二 八七一五  
ホームページアドレス [http://www.prf.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/nyusatsu-sanka/1113/index\\_7363.html](http://www.prf.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/nyusatsu-sanka/1113/index_7363.html)

平成二十八年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜文芸社